

劇団Q+規約

2019年1月1日制定
(改正2023年11月7日)

[名称]

第1条：この団体は、劇団Q+（げきだんきゅー）と称する。（以下「劇団」という）

[目的]

第2条：劇団は、東京・横浜近辺を拠点とした社会通念的な良識の元、劇団独自の手法による演劇の公演を主目的とし、その成功を目指した活動を行う。

[所在地]

第3条：この団体の所在地を次の住所地に置く。〒144-0052 東京都大田区蒲田1-1-7-419

[劇団員]

第4条

- 1：劇団は、代表を中心に16歳以上の劇団員により構成する。
- 2：劇団員は、劇団活動に情熱を持つもので、既定の維持費用等を納入したものをいう。
- 3：ただし、下記の場合は代表の許可により参加を認める。
 - (1) 休団劇団員：何らかの事情により参加が難しいものでも、劇団に継続して在籍する意志を持ち、代表が認めるもの。
 - (2) ボランティア：公演当日ほか、人手を要する活動への参加ができるもの。
- 4：構成員の罷免権について、代表は単独でその権利を有する。もしくは劇団員の総意によって罷免権を執行できる。
- 5：退団を願うものは、その意思によって自由に退団することが出来る。
- 6：休団中でも劇団の公演の大半に主体的に参加する場合は、その間劇団に復帰したものと見なす。
- 7：資格喪失（以下の条件のいずれかを満たす場合）
 - (1) 原則的に、諸条件等で劇団活動に係わることが出来なくなり、本人の希望により退団した場合。
 - (2) 劇団の名誉を著しく傷つけたりまたは損害を与えたと代表が判断した場合。
 - (3) 正当な理由なく3ヶ月以上劇団費を納めず、または3ヶ月連絡なしに劇団の稽古に不参加の場合。尚その間の劇団費は納入の義務を負う。

[役員]

第5条：この団体は次の役員をおく。 代表／柳本順也 副代表／末包愛 制作／佳乃香澄 会計／はる

[事業]

第6条：第2条の目的達成のため、次の事業を行う。

- 1：公演実施に向けた検討会等の会議。
- 2：公演に向けた稽古活動。
- 3：劇団員および関係者との友好、親睦を深める事業。
- 4：個人の資質向上を目的としたワークショップ。
- 5：劇団および公演をPRするための広報活動。
- 6：その他必要とおもわれる事業。

[劇団員の義務]

第7条：

- 1：劇団員は、劇団の発展と強化に努め、劇団の決定する活動に積極的かつ自発的な参加を心掛ける。また、各々が劇団員としての責任を持ち、劇団に不利益となるようなことを行わないよう、社会人としての良識ある行動を心がけなくてはならない。
- 2：劇団員間のトラブルや、稽古および公演中に発生した事故やケガについては、劇団員個人の自己責任とする。

3：劇団員は劇団内において、営利・宗教・政治活動その他、劇団の目的に反する活動は一切行わない。

4：劇団員は、劇団の公演に任意で参加することができる。ただし、上演演目やキャスティング等については代表の決定に従う。

5：公演中、もしくは公演稽古中に不測の事態、または不注意による事故が発生し、公演が中止になった場合、代表と、その事故を起こした本人が誠意を持って話し合い、その損失を弁償する。

[情報の保持と公開]

第8条

1：劇団員は、劇団員でなければ知り得ない劇団内部の情報等について、代表の承諾なく公表してはならない。

2：劇団員は、本人の許可なく、他の劇団員の個人情報を公表してはならない。

3：劇団員は、代表の許可なく、アンケート等により収集された個人情報を閲覧し、使用してはならない。

4：ただし、劇団の広報活動に必要な劇団員の情報は、広報担当者より当事者に許可を得た上で公開されることがある。稽古中や公演中等に撮影された劇団および劇団員の写真や映像は、劇団が著作権を有する。

[劇団員の他団体等への参加]

第9条：劇団員は他の芸術団体、文化団体及びサークル等から協力の要請を受けた場合や出演する際には、代表へ直接連絡のうえ承諾を得なければならない。

[劇団財政]

第10条

1：劇団は、劇団財政として組織財政と公演財政を設ける。

2：組織財政は劇団の組織維持と運営に必要な経費に充て、劇団費等の収入で賄う。

3：公演財政は組織財政とは別に設け、その公演に参加する劇団員から参加費を徴収するとともに、公演での収入を、公演にかかる諸費用に充てる。

4：公演財政は、代表または代表より任命された団員が公演終了後に必要な報告を行う。

[劇団費]

第11条：本劇団は、財政活動を円滑に遂行するため、団員から団費を徴収します。団費の額は、一般団員が月額9,000円、学生団員（大学生以下を含む）が月額6,000円と定めます。ただし、代表が特別な事情を認めた場合には、団費の減免を認可することができます。

[規約の改正]

第12条：規約改正は総会提出議案とし、議決権行使者の3分の2の承認をもって決する。

[設立年月日]

第13条：本会の設立年月日は平成26年2月1日とする。

[附則]

1. この規約は2019年1月1日より施行する。

2. この規約は2021年8月1日より施行する。

3. この規約は2022年4月7日より施行する。

3. この規約は2023年11月7日より施行する。